

使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

新	旧
(定義)	(定義)
<p>第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、<u>ゲーム(ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機を含むがこれらに限られない)</u>に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。</p>	<p>第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲームに供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。</p>
(レコードに関する利用許諾)	(レコードに関する利用許諾)
<p>第4条 レコードに関する利用許諾の使用料は、レコード1枚著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>市販用のレコード</p> <p>(1) レコードに定価が明示ある場合</p> <p>レコードの定価(消費税額を含まないもの。)の6%を、そのレコードに含まれている著作物数で除した額又は7円90銭のいずれが多い額とする。</p> <p>(2) レコードに定価の明示がない場合</p> <p>著作物1曲につき7円90銭とする。</p> <p>その他のレコード</p> <p>以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円90銭以内の額とする。</p> <p>2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。</p> <p>歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。</p> <p><u>3 1の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(オルゴール、ICメモリーを含むがこれらに限られない)の使用料の額は、委託者が定めるものとする。</u></p>	<p>第4条 レコードに関する利用許諾の使用料は、レコード1枚著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>市販用のレコード</p> <p>(1) レコードに定価が明示ある場合</p> <p>レコードの定価(消費税額を含まないもの。)の6%を、そのレコードに含まれている著作物数で除した額又は7円90銭のいずれが多い額とする。</p> <p>(2) レコードに定価の明示がない場合</p> <p>著作物1曲につき7円90銭とする。</p> <p>その他のレコード</p> <p>以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円90銭以内の額とする。</p> <p>2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。</p> <p>歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。</p>
(ビデオグラムに関する利用許諾)	(ビデオグラムに関する利用許諾)
<p>第5条 ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額又は3円50銭のいずれが多い額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>市販用のビデオグラム</p> $\text{当該ビデオグラムの小売価格} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(註1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(註2)}}{\text{著作物の累計利用時間(註3)}}$ <p>(消費税額を含まないもの)</p> <p>(註1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1分未満を切上げ)をいう。</p> <p>(註2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。</p>	<p>第5条 ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額又は3円50銭のいずれが多い額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>市販用のビデオグラム</p> $\text{当該ビデオグラムの小売価格} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(註1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(註2)}}{\text{著作物の累計利用時間(註3)}}$ <p>(消費税額を含まないもの)</p> <p>(註1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1分未満を切上げ)をいう。</p> <p>(註2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。</p>

使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

(註3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいう。

劇場用映画のビデオグラム

の規程にかかわらず、劇場用映画(テレビドラマ、テレビ映画を含む)をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格(消費税額を含まないもの。)に1.75%を乗じた額とする。

その他のビデオグラム

及び 以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分ごとに3円50銭とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

3 1の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(動画表示機能付き玩具を含むがこれらに限られない)の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(ゲームソフトに関する利用許諾)

第7条 ゲームソフトに関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(出版に関する利用許諾)

第13条 出版に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 書籍

楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税額を含まないもの)の10%に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、4の規定によるものとする。

以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

(註3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいう。

劇場用映画のビデオグラム

の規程にかかわらず、劇場用映画(テレビドラマ、テレビ映画を含む)をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格(消費税額を含まないもの。)に1.75%を乗じた額とする。

その他のビデオグラム

及び 以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分ごとに3円50銭とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(ゲームソフトに関する利用許諾)

第7条 ゲームソフトに関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

市販用ゲームソフト製品

ゲームソフトの製品記載価格の有無にかかわらず、ゲームソフト1個につき、著作物の使用時間1分まで毎に3円50銭を乗じた額とする。

その他のゲームソフト製品

以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、ゲームソフト1個につき、著作物の使用時間1分まで毎に3円50銭以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(出版に関する利用許諾)

第13条 出版に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 書籍

楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税額を含まないもの)の10%に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、4の規定によるものとする。

以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部を 超える場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

3 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする

10,000部 まで	50,000部 まで	100,000部 まで	300,000部 まで	500,000部 まで	1,000,000 部まで	1,000,000 部を超える 場合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

4 その他の出版物等

ピースなど 1 又は 2 以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税額を含まないもの）の 10 % に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、出版物に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、の規定によるものとする。

以外の出版物の使用料は、その発行部数又は製作部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部を 超える場合
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円

5 2 及び 4 の但し書の規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する甲の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。

6 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から 20 % を限度として減額することができる。

7 2、3 及び 4 の規定にかかわらず、コマーシャルに利用することを目的とするものの場合（雑誌広告、新聞広告、看板広告、車内広告、ラッピング広告、アドバルーン広告を含むがこれらに限られない）の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

8 2、3 及び 4 の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合（ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含むがこれらに限られない）の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部を 超える場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

3 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする

10,000部 まで	50,000部 まで	100,000部 まで	300,000部 まで	500,000部 まで	1,000,000 部まで	1,000,000 部を超える 場合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

4 その他の出版物等

ピースなど 1 又は 2 以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税額を含まないもの）の 10 % に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、出版物に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、の規定によるものとする。

以外の出版物又はのれん、手拭、茶碗などの物品の場合の使用料は、その発行部数又は製作部数により 1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。ただし、歌碑、パネル、ポスターなど公衆に展示又は掲示されることを主たる目的とするもの場合は、その製作部数のいかんにかかわらず、1 曲につき歌詞、楽曲それぞれ 18,000円とする。

500部 まで	1000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部を 超える場合
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円

5 2 及び 4 の但し書の規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する甲の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。

6 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から 20 % を限度として減額することができる。